

令和2年度「多子世帯における授業料支援事業」について

東京都立杉並総合高等学校 経営企画室

「多子世帯における授業料等支援事業」とは、授業料等に対する都の給付制度です。認定されると当該世帯の都立学校に通う生徒の授業料等が1/2に減額されます。別紙の「多子世帯における都立学校授業料等支援事業 授業料等減額手続のお知らせ」をご確認ください。短期間でのご対応となり恐縮ですが、申請をご希望の方は本校経営企画室まで書類のご提出をお願いします。

1 対象世帯

- (1) 所得制限により、就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）
※所得制限：「区市町村民税所得割額」と「都道府県民税所得割額」を合算した額が50万7000円以上の世帯
※ 詳細はリーフレットをご参照ください
- (2) 保護者等の扶養する **23歳未満**の子等（平成9年4月2日以降に生まれた子）が **3人以上**いる世帯

2 書類提出について

提出方法 経営企画室へ郵送（簡易書留）若しくは経営企画室窓口へ直接持参により提出

提出期限 令和2年5月15日(金) 必着

※期限厳守でお願いします

提出書類

- (1) 授業料通信教育受講料減免申請書
- (2) 扶養親族等状況届
- (3) 保護者等が扶養している令和2年4月1日現在23歳未満の子等（生徒本人及び生徒本人の兄弟姉妹）がいることがわかる書類（健康保険証の写し等）

※健康保険証の写し等から扶養されていることを確認できない場合、
「扶養親族等状況届 2 扶養申立書」を記載する。

3 注意点

希望者のみの申請となります。不申請の方については、提出書類はありません。

4 申請書類取得方法

本校ホームページから申請書類をダウンロードし、印刷してください。

東京都立杉並総合高等学校 経営企画室
担当：増満 TEL：03-3303-1003